

ID: 23

担当部署: 総務部 総務室 法務コンプライアンス課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市税外徴収金の督促及び延滞金の徴収に関する条例 第7条		
例 規 番 号	昭和33年条例第14号		
【根拠条文】 (延滞金の減免) 第7条 市長は徴収金の滞納について、やむを得ない事由があると認めた場合においては、延滞金を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市税外徴収金の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則第2条の規定による。 (延滞金の減免) 第2条 条例第7条の規定により延滞金を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 徴収金を納付しなければならない者(以下「納付者」という。)が災害、疾病その他自己の責に帰することができない事由により納付の資力を失ったとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。			
標準処理期間	7日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日